

○健康スポーツ学科履修細則

(趣旨)

第1条 この細則は、聖カタリナ大学学則（以下「学則」という。）及び聖カタリナ大学人間健康福祉学部履修規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び開講年次等)

第2条 健康スポーツ学科の授業科目、開講年次及び卒業に必要な単位数は教育課程表のとおりとする。

2 各授業科目の単位数及び時間数の基準は、講義、演習、実験、実習及び実技の授業の方法に応じ定められているが、学則第37条第1項第2号及び第3号のただし書きに該当する科目並びに第4号の別に定める科目は次のとおりとする。

(1) 第1項第2号関係

「教職実践演習（中・高）」 30時間で2単位

(2) 第1項第3号関係

「体育実技」 30時間で1単位

「社会調査実習Ⅰ」 30時間で1単位

「社会調査実習Ⅱ」 30時間で1単位

「体つくり運動」 30時間で1単位

「器械運動」 30時間で1単位

「陸上競技」 30時間で1単位

「水泳」 30時間で1単位

「球技（サッカー・フットサル）」 30時間で1単位

「球技（バスケットボール）」 30時間で1単位

「球技（バレーボール）」 30時間で1単位

「球技（ラケットスポーツ）」 30時間で1単位

「球技（ソフトボール）」 30時間で1単位

「武道（剣道）」 30時間で1単位

「ダンス」 30時間で1単位

「エアロビックダンス」 30時間で1単位

「冬期アウトドアスポーツ」 30時間で1単位

「夏期アウトドアスポーツ」 30時間で1単位

「トレーニング実習」 30時間で1単位

「レクリエーション支援法Ⅰ」 30時間で1単位

「レクリエーション支援法Ⅱ」 30時間で1単位

「レクリエーション支援実習」 30時間で1単位

「教育実習Ⅰ」 120時間で4単位

「教育実習Ⅱ」 80時間で2単位

(3) 第1項第4号関係

「キッズスポーツ指導実践」 講義30時間及び実習10時間で2単位

「高齢者運動指導実践」 講義30時間及び実習10時間で2単位

「運動処方実習」 講義14時間及び実習16時間で1単位

「健康スポーツインターンシップ」 演習30時間及び実習40時間で2単位

3 授業科目の開講年次は変更することがある。

(共通基礎科目の履修方法)

第3条 共通基礎科目の履修方法は、必修科目21単位を含み合計25単位以上を共通基礎科目のうちから修得しなければならない。

2 編入学生の履修方法については別に定める。

(専門教育科目の履修方法)

第4条 専門教育科目は次のとおり履修しなければならない。

①学科基礎科目及び専門演習科目の必修科目18単位を修得

②-a 展開科目から40単位以上（健康社会系科目から必修科目を含み22単位以上及び健康スポーツ系科目から必修科目を含み10単位以上を含む）を修得

②-b 展開科目から40単位以上（健康スポーツ系科目から必修科目を含み22単位以上及び健康社会系科目から必修科目を含み10単位以上を含む）を修得

上記①並びに②-a もしくは②-b の単位を含み合計99単位以上を修得しなければならない。

2 編入学生の履修方法については別に定める。

(資格の取得)

第5条 健康スポーツ学科学生が取得できる資格及び免許状は、教育職員免許状、社会調査士資格、健康運動指導士受験資格、健康運動実践指導者受験資格、レクリエーション・インストラクター資格、障がい者スポーツ指導員（初級）資格、コーチングアシスタント資格及びジュニアスポーツ指導員受験資格とする。

2 資格及び免許状の取得に関する履修要領は別に定める。

(補則)

第6条 授業科目の履修については、この細則の定めにかかわらず公示することがある。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は教務委員会で行う。

附 則

この細則は平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生から適用する。
- 2 改正後の第2条第2項第3号の「インターンシップ」の実習に係る時間数については、この細則の施行日以前に在学する学生に対して開講する「インターンシップ」についても適用する。

附 則

この細則は平成29年4月1日から施行し、平成29年度入学生から適用する。ただし、第2条第2項第2号の「教育実習Ⅰ」の時間数については、この細則の施行日以前に在学する学生に対しても適用する。

附 則

この細則は平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学生から適用する。ただし、第4条第1項については、この細則の施行日以前に在学する学生に対しても適用する。

附 則

この細則は平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

附 則

この細則は2021（令和3）年4月1日から施行し、2021（令和3）年度入学生から適用する。